議案第三五号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正するものとする

昭和三十三年三月二十四日提出

三朝町長　坂出雅[illegible]

鳥取県東伯郡三朝町長之印

日議決

三朝町議会議長　天野廉[illegible]

鳥取県東伯郡三朝町議会議長印

昭和三十三年三朝町条例第　号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

別表中次の通り改正する

監査委員「月額一五〇〇円以内」とあるを「日額五〇〇円以内」に
農業委員「月額一五〇〇円以内」とあるを「日額五〇〇円以内」に
改める

附 則

この条例は昭和三十二年四月一日より施行する